## 環境基準類型指定状況(令和4年4月1日時点)

<b>東境基準類型指定状況(</b> 年本) 水域名		範囲	水域類型	達成 期間	指定年月日
	吉野川上流	徳島県大川橋より上流	AA 河川生物 A	イ イ	S46. 5.25 閣議決定 H18. 6.30
吉野川	早明浦ダム貯水池	早明浦湖(全域)	湖沼 A 湖沼 II (全窒素の項目 の基準を除く。)	イイ	環境省告示 H15. 3.27 環境省告示
水域			湖沼生物 A	イ	H18. 6.30 環境省告示
	長沢ダム貯水池 大橋ダム貯水池	長沢ダム貯水池 (全域) 大橋ダム貯水池 (全域)	湖沼 A 湖沼 Ⅱ (全窒素の項目 の基準を除く。)	7	H21. 3.31 環境省告示
物水	物部川上流	日の出橋より上流	AA	イ	S48. 9. 7
部	" 下流	// 下流	A	イ	<i>II</i>
川域	上 韮 生 川	全 域 愛媛県境より下流全域	AA	イ	" H12. 3.14
仁	仁 淀 川   波介川上流	愛媛県現より下価主域   火渡川合流点より上流	A A A	イイ	н12. 3.14 S47. 8. 1
淀	下流	ル 下流	В	ハ	) 
JII	目 下 川	全 域	A	イ	"
水	柳瀬川	全域	A	1	"
域	坂 折 川	全 域	A	イ	"
	宇 治 川	全 域	С	ハ	H4. 4. 1
	国分川上流	小山橋より上流	AA	イ	S47. 8. 1
	ル 下流	ル 下流	В	口	"
	江の口川	全域	С	口	"
	久 万 川 上 流	落合橋より上流	В	イ	"
	" 下流	" 下流	С	口	"
	舟入川上流	舟戸橋より上流	A	イ	"
浦	" 下流	" 下流	В	イ	"
1113	下田川上流	<b>遍路橋より上流</b>	A	口	"
戸	下流	ル 下流	В	イ	"
	鏡 川 上 流	新月橋より上流	AA	口	"
湾	下流	/ 下流	A	イ	<i>))</i>
	神田川新川川	全域全域	В	ハ	H4. 4. 1
水域	新 川 川 高 知 港 (甲)	高知市種崎外港防波堤、同防波堤先端と種	B 海域A	イイ	S47. 8. 1
		崎航路護岸東端を結んだ直線及び陸岸によ り囲まれた水域			
	高知港(乙)	高知港港湾区域のうち高知港口防波堤先端 と高知市種崎外港防波堤先端を結んだ直線 及び陸岸により囲まれた区域から高知港 (甲)に係る部分を除いたもの	海域 B	П	n
兀	四万十川(渡川)	全 域	AA	イ	H11. 4. 1
万	後川	全域	A	イ	S48. 9. 7
+	中 筋 川	全域	В	イ	"
Л	仁 井 田 川	全域	A	1	"
水	東又川	全 域	В	イ	"
域		全 域			
	檮 原 川	土	AA	イ	R4. 4.1

水域名		範囲	水域類型	達成 期間	指定年月日
土佐関	奈 半 利 川	全 域	AA	イ	R4. 4.1
湾連	安 田 川	全域	AΑ	イ	H25. 4.16
東水	伊尾木川	全域	AA	イ	H15. 4. 1
部域	安 芸 川	全域	AA	イ	IJ
	新 荘 川	全域	AA	イ	S48. 9. 7
須	桜川	全域	В	イ	S50. 8.12
	押 岡 川	全域	В	イ	"
崎湾水	須崎港及び 野見湾	須崎市領久東鼻南端と戸島西南端を結んだ線、戸島南端と中ノ島西南端を結んだ線、同地点と蜂ケ尻南端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	7	n
域	須 崎 湾	中土佐町青木崎先端から須崎市久通観音崎 先端に至る陸岸の地先海域であって須崎港 及び野見湾に係る部分を除いた海域	海域A	イ	n
足公	宗 呂 川	全域	AA	イ	S48. 9. 7
摺園	三 崎 川	全 域	AA	イ	"
海水	益 野 川	全域	AA	イ	JJ
中域	足摺海中公園	千尋岬砥崎南端と片粕防波堤先端を結んだ	海域A	1	IJ
下 项		線及び陸岸により囲まれた水域			
	松 田 川	愛媛県境より下流全域	A	イ	S50. 8.12
	篠川	愛媛県境より下流全域	AA	イ	R4. 4.1
	伊 与 野 川	全 域	AA	イ	JJ
宿	福良川	全域	AA	イ	IJ
毛湾水域	宿毛湾湾奥部	宿毛市池島燈台と大島西端を結んだ線、同 地点と大月町白浜西北端の鼻を結んだ線及 び陸岸により囲まれた海域	海域B	П	S50. 8.12
	宿 毛 湾	宿毛市藻津、愛媛県境から大月町浅碆崎に 至る陸岸の地先海域であって宿毛湾湾奥部 に係る部分を除いた海域	海域A	7	n
中関	香宗川	全 域	A	イ	S51. 6. 4
土	久 礼 川	全域	A	イ	"
佐連 地	伊与木川	全域	AA	イ	R4. 5.27
先水 海 域域	中土佐地先海域	土佐清水市布岬から室戸市羽根岬に至る 陸岸の地先海域であって、高知港(甲)、 高知港(乙)、須崎湾、須崎港及び野見湾 に係る部分を除いた海域	海域A	1	S51. 6. 4
足摺字和海城	足 摺 海 域	幡多郡大月町浅碆崎から土佐清水市布岬 に至る陸岸の地先海域であって足摺海中公 園に係る部分を除いた海域	海域A	1	S51. 6. 4

水域名			範囲	水域類型	達成 期間	指定年月日
室国	羽 根	Ш	全 域	AA	イ	H25. 4.16
戸定						
阿公	野 根	Ш	全 域	AA	イ	S52. 4.22
南園						
海水	芸 東 海	域	室戸市羽根岬から安芸郡東洋町甲浦、徳	海域A	イ	"
岸域			島県境に至る陸岸の地先海域			
中関	浦ノ内	湾	土佐市竜岬と宇佐漁港萩岬防波堤先端を	海域Ⅱ	イ	H10. 3.20
佐連			結んだ線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海			
地			域			
先水						
海						
域域						
浦	浦戸	湾	高知港港湾区域のうち、浦戸大橋及び陸岸	海域Ⅲ	全窒素	H13. 4. 1
戸			により囲まれた海域		イ	
湾					全 燐	
水					=	
域					0.06 mg/1	
					(暫定)	

- 注) 1. 水域類型の欄において「海域」の表示のあるものは、水質汚濁に係る環境基準の別表2「生活環境の保全に関する環境基準」のうち「2海域 」の類型を、その他は「1河川(1)河川(湖沼を除く)」の類型を示す。
  - 2. 達成期間の分類は次のとおりとする。
  - (1)「イ」は直ちに達成
  - (2)「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成
  - (3)「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成
  - 3. 指定年月日の欄において、吉野川水域以外の水域は高知県告示による指定。
  - 4. 四万十川は、平成11年4月1日類型指定を「AA」に変更。(従前 S48.9.7「A」指定) 仁淀川は、平成12年3月14日類型指定を「AA」に変更。(従前 S47.8.1「A」指定) 安芸川、伊尾木川は、平成15年4月1日類型指定を「AA」に変更。(従前 S50.8.12「A」指定)
  - 5. 早明浦ダム貯水池は、平成15年3月27日全域が湖沼A湖沼Ⅱに指定。
  - 6. 吉野川上流は、平成18年6月30日河川生物A、早明浦ダム貯水池全域を湖沼生物Aに指定。
  - 7. 長沢ダム貯水池、大橋ダム貯水池は、平成21年3月31日全域が湖沼A湖沼Ⅱに指定。
  - 8. 安田川は平成 25 年 4 月 16 日類型指定を「AA」に変更。(従前 S50.8.12「A」指定) 羽根川は平成 25 年 4 月 16 日類型指定を「AA」に変更。(従前 S52.4.22「A」指定)
  - 9. 奈半利川、篠川、伊与野川、福良川及び檮原川は、令和4年4月1日類型指定を「AA」に変更。 (従前 S50.8.12「A」指定)

伊与木川は、令和4年4月1日類型指定を「AA」に変更。(従前 S51.6.4「A」指定)